

消費税増税再延期も軽減税率対策補助金の受付は継続

税務関連情報 - 2016年06月13日

安倍総理は、2017年4月に予定されていた消費税率の10%への引上げ及び軽減税率制度の導入時期を、2年半延期する旨を表明した。安倍総理は、6月1日に行われた記者会見で「2020年度の財政健全化目標はしっかりと堅持する。そのため、ぎりぎりのタイミングである2019年10月には消費税率を10%へ引き上げることとし、30ヵ月延期することとした。その際に、軽減税率を導入する」との考えを示した。

一方、中小企業庁はこのほど、消費税率の引上げとともに実施される予定の消費税軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって経費の一部を国が補助する制度（軽減税率対策補助金）については、軽減税率導入への対応を円滑に進めてもらうため、中断等をせずにこのまま継続していくことをHP上で明らかにした。

複数税率対応として2つの申請類型がある。

それは、「複数税率対応レジの導入等支援」（A型）と「受発注システムの改修等支援」（B型）。A型のレジの導入の場合、基本的には補助率は3分の2だが、1台のみ導入かつ導入費用が3万円未満の機器については補助率が4分の3、タブレット等の汎用端末の補助率は2分の1と補助率が異なる。補助額は1台当たり20万円が上限、複数台のときは200万円を上限とする。

一方、受発注システムの場合、小売事業者等の発注システムの補助金上限額は1000万円、卸売事業者の受注システムの補助金上限額は150万円、両方の改修・入替が必要などきの上限は1000万円となる。補助率は改修・入替費用の3分の2。電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替を補助対象とする。

中小企業庁では、今回、具体的な今後の取扱いとして、(1)これから申請予定の事業者に対しては、現行の申請手続きから変更がないこと、(2)すでに補助金の交付申請をしている事業者に対しては、提出された申請書類を、現行の審査を行った上で交付決定することとした。また、税率引上げ延期に伴う延長後の受付期限については、追って同庁ホームページ上で明らかにするとしている。

出典：ゼイタックス

http://www.taxcom.co.jp/snews/top/publish.cgi?news_src=2005&cat_src=tax&enc=utf-8